平成 29 年度常陸太田市団体旅行誘致促進助成金事業に関するQ&A

Q1. 申請者(助成対象者)は誰か?

A1. 旅行業法第3条の規定に基づき、旅行業の登録を受けた旅行業者です。 旅行に参加する一般の方や団体は対象外です。なお、旅行業者であれば、 常陸太田市に事業所を有する事業者でも市外(県外)の業者でも構いま せん。

Q2. 申請方法は?

A 2. 市が定める申請書(市ホームページに掲載あり)に関係書類を添えて, 旅行催行の 14 日前までに観光振興課に申請してください。なお, 郵送による申請も可能です。

Q3. 申請期間は?

A 3. 申請期間は、平成 30 年 3 月 15 日までとします。(ただし、土日祝日は除く)

なお、予算がなくなり次第受付終了となりますのでご了承ください。

Q4. 申請結果については?

A4. 結果は書面にて通知します。

Q5. 助成金の額は?

A 5. 市内の宿泊施設に宿泊をする団体旅行は、バス1台につき10万円、日帰りであれば5万円です。宿泊は連泊しても10万円です。市外や市内の宿泊施設以外に宿泊する場合は、5万円です。

Q6. 一度に申請できるバスの台数は?

A 6.1回 (1 催行日) の申請で1台までとします。また、<math>1事業者で申請できる回数は 20 回までとします。

|Q7.対象となる団体旅行は?|

- A7. 以下の条件をすべて満たす団体旅行です。
 - (1)団体旅行の1回(1催行日)あたりの送客(実績)が20名以上の貸切バスを利用した団体旅行であること。
 - (2) 団体旅行の出発地が、本市外であること。
 - (3)団体旅行中,市内の観光施設等やイベント等,1か所以上に立ち寄ること。
 - (4) 平成30年3月31日までに催行し、終了する団体旅行であること。
 - (5) 申請した団体旅行毎に参加者全員に対し、市が定める当該団体旅行に関するアンケート調査を行い報告すること。
 - (6) 国,地方自治体,学校等が実施する会議,研修又は学校行事でないこと。

- (7) 団体旅行が特定の政治、宗教活動を目的とした旅行でないこと。
- (8) 他の自治体等から補助金,助成金等を交付されていないこと。
- (9) 旅行業者及び旅行参加者が暴力団及び暴力団員でないこと。
- Q8. 参加人数 20 名以上のなかに、乗務員や添乗員等を含めてよいか?
- A8. 含めないでください。
- Q9. 当日キャンセルで20名を下回った場合はどうなるのか?
- A9. 助成対象外となりますので、ご留意ください。
- Q10. 市の観光施設及びイベント等とは?
- A10. 観光施設については、西山荘や竜神大吊橋、日帰り温泉、各種体験施設等、JA直売所、道の駅などです。

また、イベントについては、市及び市観光物産協会が主催する竜神峡紅葉まつり、常陸秋そばフェスティバル里山フェア、里美かかし祭などの観光イベントです。

- Q11. 日本国外からの旅行は対象となるのか?
- A11. 本助成金交付要綱の条件を満たせば対象となります。
- Q12. 宿泊学習や部活の合宿は助成対象か?
- A12. 学校行事であれば対象にはなりません。学校の行事でなく、観光施設に 立ち寄る等、本助成金交付要綱の条件を満たせば、該当となります。
- Q13. 助成対象にならない団体旅行の具体例は?
- A13. 学校行事の宿泊学習・修学旅行,国や地方公共団体及び議会等の研修視察,宗教団体の布教や会合,政治団体の政治活動のための当市来訪で,観光を目的とした旅行でないものです。
- Q14. 対象となる市内の宿泊施設とは?
- A14. 旅館業法に基づき、営業許可を受けている市内の宿泊施設(ホテル、旅館等)です。
- Q15. 団体旅行中に,常陸太田市以外の別の市町村にも立ち寄りや宿泊をして もよいか?
- A15. 構いません。ただし、市外に宿泊しなければ、10万円の助成対象とはなりません。

Q16. 申請以降に行程の変更等があったら?

- A16. 以下の内容に該当するものであれば変更承認申請をしてください。
 - (1) 宿泊に係る変更(有無)
- (2) 立ち寄り場所に係る変更(観光施設)
 - ※ただし、催行日が変更になる場合には、中止承認申請を提出のうえ、お 手数ですが再度、初めから申請をし直してください。

Q17. 実績報告時の宿泊を証する書類とは?

A17. 市指定様式の「宿泊証明書」に必要事項(宿泊日時、宿泊者数等)を宿 泊施設に提出し、記入し、押印してもらってください。

Q18. 助成金の受け取り方法は?

A18. 実績報告書の受理後, 1ヶ月程度を目安に事業者の口座に振り込みます。

Q19. アンケートはどのように実施すればよいのか?

A19. 市が用意するアンケート用紙(市ホームページに掲載)を使用し旅行参加者全員に実施し、回収したアンケートは実績報告時に市に提出してください。また、